

一般財団法人 C.W.ニコル・アフアの森財団
賛助会員規定要項

(賛助会員)

第1条 一般財団法人 C.W.ニコル・アフアの森財団（以下当財団という）の目的及び活動趣旨に賛同し、その発展に助長しようとする個人、法人又は団体を賛助会員（以下会員という）とする。

(会員種別と年会費)

第2条 賛助会員は、次の2種とし年会費は各々次ぎとする

- (1) 正賛助会員 1口 50000 円
- (2) アフア会員 1口 5000 円

(入会申込)

第3条 当団体に入会しようとする法人・団体（以下申込者という）は、所定の入会申込用紙に必要事項を記入し、法人の場合は申込者の関連参考資料とともに提出するものとする。

(入会審査)

第4条 入会申込書ならびに関連参考資料に基づき、申込者が当団体を真に支援するものであるか否かを当団体事務局（審査委員会）において審査する。

(入会手続)

第5条 入会審査において入会をみとめられた申込者は、当該年会費として1年分納入する。

(年会費の期間)

第6条 年会費は、納入した日にかかわらずその会計年度の終了時（3月末日）までとする。ただし、1月～3月に入会された場合は、翌年度の年会費とする。

(会員の特典)

第7条 正賛助会員およびアフア会員は当団体より次の各項の提供を受けることができる。

- (1) 年一回の年次報告書
- (2) 年四回の季節のお便り
- (3) 年一回のアフアの森会員見学会（希望者）
- (4) 年一回の会員の集い（希望者）

(会員の特典・オフィシャルスポンサー)

第8条 年会費 20 口以上の正賛助会員をオフィシャルスポンサーとし、当団体より次の各項の提供を受けることができる。ただし、各項の提供を受けるにあたり、別途契約書を交わすこととする。

- (1) 年一回の年次報告書
- (2) 活動の内容及び写真数点
- (3) 協賛企業としての告知
- (4) 当団体ホームページに企業名（バーナー）の掲載

(会員の特典・事業別オフィシャルスポンサー)

第9条 年会費 10 口以上の正賛助会員を事業別オフィシャルスポンサーとし、当団体より次の各項の提供を受けることができる。ただし、各項の提供を受けるにあたり、別途契約書を交わすこととする。

- (1) 年一回の年次報告書
- (2) 協賛事業の内容及び写真
- (3) 協賛企業としての事業協賛の告知
- (4) 当団体ホームページに企業名（バーナー）の掲載

(退会)

第10条 退会を希望する法人・団体は、所定の用紙に必要事項を記入し、当財団に提出するものとする。

一般財団法人 C.W.ニコル・アフアの森財団
トラスト募金（特別会計）要項

（名称）

第1条 本会計は、アフアの森トラスト募金（以下当募金）と称する。

（事務局）

第2条 長野県にある一般財団法人 C.W.ニコル・アフアの森財団内に置く。

（目的）

第3条 一般財団法人 C.W.ニコル・アフアの森財団の所有するアフアの森全体を一つの生態系として確立し、里山の整備に関する調査研究のモデルエリアとして精度を高めるためにアフアの森周辺にある放置林をトラストすることを目的とした募金活動を行う。

（事業）

第4条 当募金は次の事業に利用される。

- (1) トラストのための土地購入費
- (2) 土地の購入に伴う諸手続き費用
- (3) 募金募集活動に伴う費用
- (4) その他前項まで掲げるもののほか、前条の目的を達成するため必要と認め事業

（募金単位）

第5条 当募金は、一口 3000 円とする。

（募金の管理）

第6条 当募金の資産の管理は、理事長がこれを管理し、その方法は理事会の決議により定める。

（トラスト協力特典）

第7条 当募金 1,000 口以上の団体（個人）は、当団体より次の各項の提供を受けることができる。

- (1) アフアの森入り口に、団体（個人）名のプレートの設置
- (2) 当団体ホームページに企業名（個人名）の掲載

（会計年度）

第8条 当募金の会計年度は、2002 年度発足。

2011 年 5 月 30 日改訂